

国立大学法人東京農工大学特命教授規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (称号授与の資格) 第2条 (略)</p> <p>2 <u>前項の者に付与する特命教授の名称は、年度ごとに付与するものとする。</u></p> <p>(推薦方法等) 第3条 前条各号の一に該当すると認められる者(以下「候補者」という。)の推薦は、次の各号に定める者が行う。</p> <p>(1) 理事 (新設) <u>(2)</u> 本学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設の長</p> <p>様式1(第3条第2項関係) <u>特命教授候補者推薦書</u> [別紙参照]</p>	<p>本則 (称号授与の資格) 第2条 (略)</p> <p>2 <u>特命教授の称号を授与することができる期間は、2年を超えない範囲とし、更新は妨げないものとする。</u></p> <p>(推薦方法等) 第3条 前条各号の一に該当すると認められる者(以下「候補者」という。)の推薦は、次の各号に定める者が行う。</p> <p>(1) 理事 <u>(2) 副学長</u> <u>(3)</u> 本学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設の長</p> <p>様式1(第3条第2項関係) <u>特命教授候補者推薦書</u> [別紙参照]</p>	<p>本学の教育研究活動の推進発展への貢献が期待できる期間に応じて、2年を超えない範囲で称号授与の期間を指定することを可能にするため</p> <p>候補者の推薦者の追加のため</p>

附 則 (令和4年4月20日教規程第31号)

この規程は、令和4年4月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(現 行)

別紙様式 1 (第 3 条第 2 項関係)

令和 年 月 日

東京農工大学長 殿

推薦者 職・氏名

特命教授候補者推薦書

下記の者は、特命教授の称号を授与するにふさわしいと認められますので、東京農工大学特命教授規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて推薦します。

記

1. 氏名
2. 生年月日
3. 推薦理由

(- 以下省略 -)

(改 正)

別紙様式 1 (第 3 条第 2 項関係)

令和 年 月 日

東京農工大学長 殿

推薦者 職・氏名

特命教授候補者推薦書

下記の者は、特命教授の称号を授与するにふさわしいと認められますので、東京農工大学特命教授規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて推薦します。

記

1. 氏名
2. 生年月日
3. 称号授与期間
4. 推薦理由

(- 以下省略 -)